

一般社団法人 全国スポーツマーク品質管理協会
定款

平成30年8月2日 作成

定 款

第1章 総 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国スポーツマーク品質管理協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、スポーツマーケティングの必要条件であるSQP（S：スピード、Q：クオリティ、P：プライス）についての教育、研究、管理等を行い、スポーツマークの品質管理や品質改善を促進し、スポーツマーケティング業界の進歩発展を図ることによって社会に貢献するため、次の事項を行うことを目的とする。

- (1) 納期の遵守 (S)、消費者に分かりやすい品質開示 (Q)、工程省略等による価格低下の防止 (P) を徹底すること
- (2) スポーツマークに特別な思いをもつエンドユーザーのために、輝かしい日々の宝としてふさわしい高品質なマークを提供すること
- (3) スポーツマーケティング業界及び関連事業に携わる者が、自らの仕事に自信と誇りを持ち続け、自らの仕事に対する喜びを感じられる環境づくりを促進すること

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の加工技術及び品質管理の向上に関する指導・教育事業
- (2) 品質管理、検査基準等に関する調査研究事業（メーカー指導での試験場を使わず、耐洗濯性テスト、南側での耐久性テスト実施）
- (3) 加工機材及び加工資材の品質改善に関する調査、試験及び研究事業
- (4) 加工機材及び加工資材の紹介・斡旋事業

- (5) 内外の資料・情報の収集及び提供に関する事業
- (6) 高品質スポーツマーケティングの普及活動及び紹介・提案事業
- (7) 勉強会・見学会等の開催事業
- (8) 会員相互の懇談及び親睦事業
- (9) 次世代を担う人作りに関する事業
- (10) 加工に当たる従業員の仕事の誇りを高める事業
- (11) 販売店様と協力して、夢の有るもの造りをする事業
- (12) その他当法人の目的達成に必要な事業

第3章 公告の方法

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告と展示会場により行う。

- 2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第4章 会員及び社員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く

- (1) 正会員 刺繍・圧着・プリント・転写等の知識、技能、設備が整っている、又は、各技術のいずれかが特に秀でている法人又は個人であって、当法人の目的に賛同して入会した者
 - (2) 賛助会員 機材・機械を提供出来る会社で、当法人の趣旨に賛同した個人又はその他の団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会員の資格を取得する時期は、入金及び会費を納入し会員名簿に登録されたときとする。

- 3 会員が法人である場合には、取締役以上の役職の立場にある事、当法人に対する代表者1名（以下「指定代表者」という）を指定し、理事長に届け出なければならない。指定代表者を変更した場合も同様とする。

（入会金及び会費）

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（会員名簿）

第9条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

（退会）

第10条 会員は、所定の退会届を提出することにより任意に退会することができる。

（会員の資格喪失）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき
- （2）1年間分以上会費等を滞納したとき
- （3）除名されたとき
- （4）成年被後見人又は被保佐人になったとき
- （5）死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
- （6）総正会員の同意があったとき

（除名）

第12条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会にて総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- （1）当法人の定款又は規則に違反したとき
 - （2）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - （3）その他の正当な事由があるとき
- 2 当該会員には、社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えるものとする。
 - 3 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第5章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会（以下、「総会」という。）は、すべての社員をもって構成する。

2 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 年間事業報告及び収支決算
- (4) 理事会から付議された事項
- (5) 入会金及び会費に関する規程
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 当法人の定時総会は、毎年度1回、毎事業年度終了後3月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 総会は理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総会を招集するには、会日より30日前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 総会は、総社員の同意があるときは、書面又は電磁的記録による議決権の行使を認める場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(書面議決等)

第21条 総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は法人法所定の電磁的方法をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第6章 役員等

(種類及び定数)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内 (社員外でも認める)
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名以上3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって法人上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員資格)

第25条 当法人の役員は、当法人の社員（法人にあっては、指定代表者）の中から選任する。

(役員選任)

第26条 当法人の役員選任は、総会の決議によって各々選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。また、理事長が事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の役職の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第30条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。

(役員報酬等)

第31条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(責任の免除)

第32条 当法人は、法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

第7章 役員等

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに理事会の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事、監事に通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず、理事全員の同意があるときには、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議についての特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第40条 理事長は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告については理事長がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第41条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の配当)

第42条 当法人は剰余金の分配をすることができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 当法人は、その事務局に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 事業計画及び予算に関する書類
 - (4) 事業報告及び決算に関する書類
 - (5) 監査報告
 - (6) 会計帳簿及び事業に関する重要な書類
 - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (8) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (9) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類については、法令の定めによるものとする。

第11章 補則

(細 則)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。